

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月13日

【四半期会計期間】 第38期第3四半期(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

【会社名】 株式会社市進ホールディングス

【英訳名】 ICHISHIN HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下屋 俊裕

【本店の所在の場所】 千葉県市川市八幡二丁目3番11号

【電話番号】 047(335)2888(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役統括本部副本部長 竹内 厚

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市八幡二丁目3番11号

【電話番号】 047(335)2888(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役統括本部副本部長 竹内 厚

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第37期 第3四半期 連結累計期間	第38期 第3四半期 連結累計期間	第37期 第3四半期 連結会計期間	第38期 第3四半期 連結会計期間	第37期
会計期間	自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日	自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日	自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日
売上高 (千円)	13,442,157	12,715,218	4,083,482	3,869,941	18,874,723
経常利益又は経常損失 (千円)	322,909	623,468	225,280	465,684	455,335
当期純利益又は四半期純損失 (千円)	268,643	534,502	159,599	307,936	160,594
純資産額 (千円)	-	-	4,925,856	4,754,782	5,371,792
総資産額 (千円)	-	-	11,307,333	11,083,295	11,350,434
1株当たり純資産額 (円)	-	-	575.20	552.76	626.81
1株当たり当期純利益金額又は四半期純損失金額 (円)	31.42	62.51	18.67	36.01	18.78
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	43.5	42.6	47.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	388,502	971,454	-	-	344,270
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	170,503	537,264	-	-	262,555
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	664,392	367,911	-	-	216,890
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	2,133,725	1,186,136	2,326,943
従業員数 (人)	-	-	743	767	738

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第37期第3四半期連結累計期間、第38期第3四半期連結累計期間、第37期第3四半期連結会計期間及び第38期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4 第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社については、3【関係会社の状況】に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社江戸カル チャーセンター	東京都港区	20,000	外国人向け 日本語教室	100.0	役員の兼任1名
(連結子会社) 株式会社桐杏学園	東京都文京区	75,000	学習指導業務	100.0	役員の兼任1名
(連結子会社) 楽ちん株式会社 (注)1	東京都羽村市	10,000	高齢者向け 住宅 賃貸事業	100.0 (100.0)	建物賃貸

(注)1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	767 (4,731)
---------	-------------

(注)1 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、教務系及び事務系嘱託社員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数(人)	74 (20)
---------	---------

(注)1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、事務系嘱託社員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生徒に対して教育サービスを行うことを主な業務としておりますので、生産能力として表示すべき適当な指標はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは、教育関連事業のみの単一セグメントであるため、当第3四半期連結会計期間における販売実績を営業の業態別に示すと、次のとおりであります。

収入項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日至平成23年11月30日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
集団授業	2,603,154	67.3	88.7
個別授業	807,548	20.9	112.0
映像授業	408,130	10.5	102.3
その他	51,107	1.3	169.0
総合計	3,869,941	100.0	94.8

映像授業：ジャパンタイム株式会社の売上109,987千円が含まれております。

その他：その他の売上高は、教材販売、受験ガイドの出版、不動産賃貸などに係る売上であります。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年11月18日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式会社学研ホールディングスとの間で資本業務提携契約を締結いたしました。その概要は次のとおりであります。

また、当該契約に基づく第三者割当による自己株式の処分につきましては、平成23年12月5日に払込を完了しております。(重要な後発事象をご参照ください。)

1. 業務・資本提携の理由

当社は、「人を創る」という企業理念のもと、「学習指導・進路指導を通して地域の教育水準の向上に寄与し社会に貢献する」という経営理念の実現を目指し、次世代で活躍する人材育成を社会的使命とした総合教育サービスを展開するグループ会社の持株会社であります。

株式会社学研ホールディングスは、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」という企業理念のもと、「ずっといっしょに“まなび”を楽しく！ワクワク ドキドキ創造企業」という企業ビジョンを掲げ、教育、情報、文化などあらゆる知的価値を融合し、様々な事業を展開するグループ会社の持株会社であります。

現在、国内の学習塾事業の分野においては少子化の影響を受け、競争は激化の一途をたどり、価格やサービス向上による差別化を打ち出した生徒獲得競争が加速しております。

教育市場がこのような大きな変革を迎えている中、本業務・資本提携を締結することにより、当社グループと学研グループが保有する独自の技術とノウハウを提供しあうことにより、迅速かつ効率的・積極的な経営戦略が可能になり、学習塾事業の分野において安定的に売上と利益を確保できる経営体質の構築が期待され、わが国の教育サービス業界の更なる発展と成長に寄与するものと考えております。

2. 業務提携の内容

個々の習熟度に応じた動画による学習支援（株式会社市進ウイングネット - 株式会社学研塾ホールディングス）

学研グループ内の塾への市進ウイングネット（動画を利活用した個別学習システム）の導入により、生徒一人ひとりの習熟度に対応したサービス展開を進めてまいります。

科学教育の共同実施（株式会社市進 - 株式会社学研エデュケーショナル）

当社グループの拠点に学研サイエンススクール（科学教材を使用した実験教室）を導入し、市進ウイングネット加盟校への学研サイエンススクールの紹介により販路を拡大しております。また、学研サイエンススクール英語版を市進ウイングネットにて映像化してまいります。

新たな教材・教育情報誌の共同開発（株式会社市進総合研究所 - 株式会社学研教育出版）

学研グループの編集制作ノウハウと当社グループが持つ受験情報力のシナジーによる、新しい「中学受験ガイド」を今春、共同制作・発刊いたします。また、両社のノウハウ・コンテンツを最大限に利活用した新たな教材開発についても事業化を図ります。

新たな幼児教室の企画・開発・運営（株式会社市進 - 株式会社学研エデュケーショナル）

学研グループが構築してきた、幼児から小学校低学年を対象としたコンテンツ・子育て支援のメソッドを活かし、新しい幼児教室を当社グループの拠点に併設してまいります。

海外事業（当社 - 株式会社学研エデュケーショナル）

両社間において、グローバル戦略に関するアドバイザリー契約を締結いたしました。学研グループが展開している海外の拠点において、当社グループが保有する各種教育コンテンツ・学習システム・運営ノウハウ等の導入の検討と準備が進み、具体的な海外事業展開が一部決定しております。

その他

講師募集については既に両社で連携した採用活動を実施しております。また、高校生を対象とした全国規模の模擬試験の実施に向けた共同開発、語学教育の開発、タブレット端末など新たな情報端末の急速な普及に対応した、教育ICT分野における商品・サービスの開発を進めてまいります。

3. 資本提携の内容

当社が保有する自己株式480,000株（発行済株式数の5.03%、総額122,400,000円）を第三者割当の方法により株式会社学研ホールディングスに割当て、同社が当社の株式を取得しました。

同時に、株式会社学研ホールディングスが保有する自己株式3,180,000株（発行済株式数の3.00%、総額502,440,000円）を第三者割当の方法により当社に割当て、当社が株式会社学研ホールディングスの株式を取得しました。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災後の景気の停滞からは穏やかに回復しつつあるものの、長引く円高やギリシャをはじめとする欧州の財政危機、タイで発生した大洪水による影響など、国内外においての懸念すべき問題も依然として多く、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、「学びMAX」（集団授業・個別授業・映像授業・通信添削など選べる総合教育システム）を十分に活かすことができるよう科目や受講方法をより柔軟に選択できるよう体制を整え、また、ニーズの高い学校定期試験対策にも着目した各種講座を設定するなど、生徒一人ひとりが目的を達成できるようなサービスを提供し、集客増加に向けた取り組みを継続してまいりました。その結果、個別授業や映像授業の集客は堅調に推移しているものの、集団授業におきましては、震災後の集客の伸び悩みをカバーするには至らない状況となっております。

当社グループでは、少子化や需要の減少などの経営環境の変化に対応するため、従来の中学、高校、大学受験を中心としたサービスから、受験のみにとらわれない幅広い分野を対象とした「総合教育サービス企業」への転換も同時に図っております。具体的には、既に開設済みの小学校低学年生とそのご父母を対象にした「キッズフィールド（親子日帰り体験プログラム）」、日本語学校対象の「日本留学試験対策講座」の映像配信などに加えて、9月からは日本語学校、幼児教室の運営を開始しております。また、福祉・介護に関する研究開発（例えば、お年寄り子ども達との交流の場としての活用等）の一環として、11月からは高齢者向けの住宅提供サービスも開始しております。

このように対象年齢層の拡大とサービスライン充実は、当社のグループ経営にとって大きな課題であると認識しており、体制の早期確立をめざし、現在、様々なプロジェクトを展開しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間における売上高は3,869百万円（前年同四半期比5.2%減）となりました。その内訳は、集団売上高2,603百万円（前年同四半期比11.3%減）、個別売上高807百万円（前年同四半期比12.0%増）、映像売上高408百万円（前年同四半期比2.3%増）、その他51百万円（前年同四半期比69.0%増）であります。また、営業損失は471百万円（前年同四半期営業損失245百万円）、経常損失は465百万円（前年同四半期経常損失225百万円）、四半期純損失は307百万円（前年同四半期純損失159百万円）となりました。

なお、当社グループの第3四半期連結会計期間の損益の特徴として、売上高には冬期講習料が含まれておりませんが、冬期講習集客へ向けての広告宣伝費などの経費を先行して計上しております。このため、年間を通じた利益は、第4四半期連結会計期間において計上される冬期講習料収入などを含めて確保していく構造となっております。

(2) 財政状態の分析

（総資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は11,083百万円（前連結会計年度比2.4%減）となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は4,754百万円(前連結会計年度比11.5%減)となりました。

(自己資本比率)

当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は42.6%(前連結会計年度比4.6ポイント減)となりました。

(1株当たり純資産額)

当第3四半期連結会計期間末における1株当たり純資産額は552円76銭(前連結会計年度比74円05銭の減少)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,186百万円(前年同四半期比947百万円の減少)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは102百万円の支出(前年同四半期66百万円の収入)となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは518百万円の支出(前年同四半期128百万円の収入)となりました。主な要因は、新規連結会社3社の株式取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは16百万円の支出(前年同四半期231百万円の支出)となりました。主な要因は、1,222百万円の借入収入と1,209百万円の借入返済及び29百万円のリース債務返済支出によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、楽ちん株式会社を連結子会社化したことに伴い同社が入居する以下の土地建物を取得しました。その設備の状況は、次の通りであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物及び構築物	土地 (面積㎡)	合計	
楽ちん羽村 (東京都羽村市)	土地 建物	49,083	56,097 (570.48)	105,181	-

(注) 上記金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は以下の通りであります。

会社名	事業所名	指導業態別の 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	市進学院 (神奈川県川崎市)	集団 個別 映像	教場の 新設	19,034	-	自己資金 借入金	平成23年 12月	平成24年 1月
	市進学院 (千葉県木更津市)	集団 個別 映像	教場の 新設	24,222	-	自己資金 借入金	平成24年 1月	平成24年 2月
	市進学院 (千葉県野田市)	集団 個別 映像	教場の 新設	14,600	-	自己資金 借入金	平成24年 1月	平成24年 1月
	市進学院 (東京都稲城市)	集団 個別 映像	教場の 増設	12,312	2,484	自己資金 借入金	平成23年 11月	平成23年 12月

(注) 上記金額には、消費税は含んでおりません。

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,000,000
合計	34,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,550,888	9,550,888	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数100株
計	9,550,888	9,550,888	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（当社取締役及び当社子会社取締役向け）

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	56
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成52年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260 資本組入額 130
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。

新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第2回新株予約権（当社執行役員及び当社子会社執行役員向け）

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数(個)	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	156(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 249 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。
- イ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ロ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ハ . 平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- . 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の執行役員、取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問、社外協力者のいずれかの地位にあることを要す。但し、新株予約権者が定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
- . 新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。
- . 新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
- . 新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと思われる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
- . 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第3回新株予約権（当社従業員及び当社子会社従業員向け）

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数(個)	494
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 274 資本組入額 137
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数} \times \text{新規発行前の株価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。
- イ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ロ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ハ . 平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- . 新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
- . 新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。
- . 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第4回新株予約権（当社子会社執行役員向け）

平成23年5月27日 第38回定時株主総会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	165(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 257 資本組入額 129
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 . 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。
- イ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ロ . 平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ハ . 平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- . 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の執行役員、取締役、監査役、使用人、囑託、顧問、社外協力者のいずれかの地位にあることを要す。但し、新株予約権者が定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
- . 新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。
- . 新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
- . 新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないと思われる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

・当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第5回新株予約権（当社取締役及び当社子会社取締役向け）

平成23年5月27日 当社取締役会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)	
新株予約権の数(個)	84
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年7月16日～平成53年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 274 資本組入額 137
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできな

い。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。

新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行行使することができる。

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	-	9,550,888	-	1,375,900	-	1,085,177

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,549,400	85,494	-
単元未満株式	普通株式 988	-	-
発行済株式総数	9,550,888	-	-
総株主の議決権	-	85,494	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社市進 ホールディングス	千葉県市川市八幡 二丁目3番11号	1,000,500	-	1,000,500	10.48
計	-	1,000,500	-	1,000,500	10.48

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	257	244	267	277	278	266	268	267	259
最低(円)	202	230	242	258	260	250	259	239	230

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,066,860	3,380,794
受取手形及び売掛金	72,924	57,925
有価証券	20,835	20,822
商品及び製品	139,953	121,716
仕掛品	10,246	38,521
原材料及び貯蔵品	22,275	14,494
その他	1,337,439	1,163,681
貸倒引当金	25,672	23,265
流動資産合計	3,644,862	4,774,690
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,419,451	1,334,151
その他(純額)	1,193,568	881,496
有形固定資産合計	2,613,019	2,215,648
無形固定資産		
のれん	410,599	131,852
映像授業コンテンツ	162,826	146,165
その他	447,883	282,456
無形固定資産合計	1,021,310	560,475
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,649,870	2,717,707
その他	1,154,231	1,081,912
投資その他の資産合計	3,804,102	3,799,620
固定資産合計	7,438,432	6,575,744
資産合計	11,083,295	11,350,434
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,880	39,341
短期借入金	330,000	-
1年内返済予定の長期借入金	479,920	444,607
未払金及び未払費用	995,008	970,119
未払法人税等	11,326	104,519
前受金	603,164	770,721
賞与引当金	161,835	308,577
その他	335,669	593,994
流動負債合計	2,988,804	3,231,880
固定負債		
長期借入金	1,421,786	1,186,765
退職給付引当金	1,259,348	1,129,836
資産除去債務	206,394	-
その他	452,179	430,160
固定負債合計	3,339,708	2,746,761
負債合計	6,328,512	5,978,642

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,375,900	1,375,900
資本剰余金	1,085,177	1,085,177
利益剰余金	2,972,342	3,592,348
自己株式	320,257	320,257
株主資本合計	5,113,162	5,733,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,912	10,201
土地再評価差額金	383,962	383,962
評価・換算差額等合計	386,875	373,761
新株予約権	28,496	12,385
純資産合計	4,754,782	5,371,792
負債純資産合計	11,083,295	11,350,434

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	13,442,157	12,715,218
売上原価	11,846,275	11,342,097
売上総利益	1,595,882	1,373,120
販売費及び一般管理費	1,955,581	2,007,555
営業損失()	359,699	634,434
営業外収益		
受取利息	5,695	5,496
受取事務手数料	10,626	11,017
雑収入	50,192	27,762
営業外収益合計	66,515	44,276
営業外費用		
支払利息	28,102	27,781
雑損失	1,622	5,528
営業外費用合計	29,725	33,310
経常損失()	322,909	623,468
特別利益		
移転補償金	-	16,105
その他	-	1,722
特別利益合計	-	17,827
特別損失		
固定資産除却損	44,634	36,807
減損損失	10,077	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,199
その他	2,357	-
特別損失合計	57,069	195,007
税金等調整前四半期純損失()	379,978	800,648
法人税、住民税及び事業税	81,218	28,123
法人税等調整額	192,553	294,270
法人税等合計	111,335	266,146
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	534,502
四半期純損失()	268,643	534,502

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	4,083,482	3,869,941
売上原価	3,827,768	3,728,187
売上総利益	255,714	141,753
販売費及び一般管理費	1 500,798	1 613,591
営業損失()	245,083	471,837
営業外収益		
受取利息	1,500	2,604
受取事務手数料	7,284	11,017
事業譲渡益	8,220	-
雑収入	12,494	3,964
営業外収益合計	29,499	17,586
営業外費用		
支払利息	9,396	9,615
雑損失	299	1,818
営業外費用合計	9,696	11,433
経常損失()	225,280	465,684
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,720	9,338
特別利益合計	1,720	9,338
特別損失		
固定資産除却損	7,041	11,175
減損損失	187	-
会員権売却損	2,357	-
特別損失合計	9,586	11,175
税金等調整前四半期純損失()	233,146	467,522
法人税、住民税及び事業税	2,201	14,569
法人税等調整額	71,344	174,155
法人税等合計	73,546	159,585
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	307,936
四半期純損失()	159,599	307,936

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	379,978	800,648
減価償却費	281,697	349,593
減損損失	10,077	-
のれん償却額	14,970	30,933
差入保証金償却額	1,436	1,893
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,466	2,407
賞与引当金の増減額(は減少)	266,656	146,742
退職給付引当金の増減額(は減少)	113,598	113,719
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	458,560	-
受取利息及び受取配当金	8,697	10,396
支払利息	28,102	27,781
固定資産除却損	44,634	36,807
売上債権の増減額(は増加)	7,326	8,326
たな卸資産の増減額(は増加)	3,920	39,836
仕入債務の増減額(は減少)	151,127	32,271
未払金の増減額(は減少)	228,762	218,727
前受金の増減額(は減少)	377,057	249,491
未払消費税等の増減額(は減少)	190,439	377,309
その他	254,210	346,674
小計	192,270	829,722
利息及び配当金の受取額	9,598	9,746
利息の支払額	28,953	28,186
法人税等の支払額	176,878	123,292
営業活動によるキャッシュ・フロー	388,502	971,454
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	199,739	173,113
有形固定資産の取得による支出	185,577	201,982
映像授業コンテンツの制作による支出	53,431	50,573
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	228,888	414,453
長期貸付けによる支出	2,160	5,800
長期貸付金の回収による収入	4,153	4,915
敷金及び保証金の差入による支出	75,671	52,600
敷金及び保証金の回収による収入	93,888	159,565
その他	77,444	149,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	170,503	537,264
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	300,000	322,434
長期借入れによる収入	850,000	632,000
長期借入金の返済による支出	336,211	414,886
配当金の支払額	84,984	85,444
リース債務の返済による支出	64,411	86,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	664,392	367,911
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	105,386	1,140,807
現金及び現金同等物の期首残高	2,028,338	2,326,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,133,725	1,186,136

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第2四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社市進アシスト(平成23年6月29日設立)を連結の範囲に含めております。

また、当第3四半期連結会計期間より、株式会社江戸カルチャーセンター(平成23年9月1日株式取得)、株式会社桐杏学園(平成23年9月22日株式取得)、楽ちん株式会社(平成23年11月1日株式取得)を連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

10社

2. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失はそれぞれ6,941千円増加し、税金等調整前四半期純損失は、165,141千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は207,136千円であります。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間
(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額 6,329,639千円 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。	有形固定資産の減価償却累計額 6,174,894千円 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>919,067千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>13,200千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>32,278千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>131千円</td> </tr> </table> <p>2 当社グループでは、通常授業の他に季節講習として、春期、夏期、冬期の講習を実施しております。売上高は、各講習の時期に大きくなるため、四半期ごとの実績に季節的変動があります。</p>	広告宣伝費	919,067千円	賞与引当金繰入額	13,200千円	退職給付費用	32,278千円	貸倒引当金繰入額	131千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>833,381千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>20,876千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>30,290千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>2,471千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	広告宣伝費	833,381千円	賞与引当金繰入額	20,876千円	退職給付費用	30,290千円	貸倒引当金繰入額	2,471千円
広告宣伝費	919,067千円																
賞与引当金繰入額	13,200千円																
退職給付費用	32,278千円																
貸倒引当金繰入額	131千円																
広告宣伝費	833,381千円																
賞与引当金繰入額	20,876千円																
退職給付費用	30,290千円																
貸倒引当金繰入額	2,471千円																

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)												
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>194,120千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>13,200千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>11,812千円</td> </tr> </table> <p>2 当社グループの第3四半期連結会計期間においては、夏期講習後の新規入塾生が増加しますが、夏期講習が実施される第2四半期連結会計期間と比較して売上高が少なくなる傾向があります。</p>	広告宣伝費	194,120千円	賞与引当金繰入額	13,200千円	退職給付費用	11,812千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>184,582千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>17,271千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>10,701千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	広告宣伝費	184,582千円	賞与引当金繰入額	17,271千円	退職給付費用	10,701千円
広告宣伝費	194,120千円												
賞与引当金繰入額	13,200千円												
退職給付費用	11,812千円												
広告宣伝費	184,582千円												
賞与引当金繰入額	17,271千円												
退職給付費用	10,701千円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年11月30日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年11月30日現在)
現金及び預金勘定 3,187,573千円	現金及び預金勘定 2,066,860千円
有価証券勘定 20,818千円	有価証券勘定 20,835千円
小計 3,208,392千円	小計 2,087,695千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,074,666千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 901,558千円
現金及び現金同等物 2,133,725千円	現金及び現金同等物 1,186,136千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	9,550,888

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,000,590

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高 提出会社 28,496千円

(注) 権利行使条件につきましては、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	85,502	10.00	平成23年2月28日	平成23年5月13日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

当社グループは、教育の分野において、小中学生及び大学受験生を対象とした学習・受験指導等の教育サービスを提供すべく、単一業種の事業活動を営んでおりますので、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

当社グループには、在外子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

当社グループには、海外売上高はありませんので、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

当社は、教育関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、当社グループの事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 6,345千円

(企業結合等関係)

重要な企業結合等がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	552円76銭	1株当たり純資産額	626円81銭

2. 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	
1株当たり四半期純損失	31円42銭	1株当たり四半期純損失	62円51銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については1株当たり純損失であり、また潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
四半期連結損益計算上の四半期純損失(千円)	268,643	534,502
普通株式に係る四半期純損失(千円)	268,643	534,502
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	8,550,298	8,550,298
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>平成22年5月28日株主総会決議の新株予約権(ストック・オプション) 620個(310,000株)</p> <p>これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>	<p>平成23年5月27日株主総会決議の新株予約権(ストック・オプション) 40個(20,000株)</p> <p>これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純損失 18円67銭	1株当たり四半期純損失 36円01銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については1株当たり純損失であり、また潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	159,599	307,936
普通株式に係る四半期純損失(千円)	159,599	307,936
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	8,550,298	8,550,298
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	平成22年5月28日株主総会決議の新株予約権(ストック・オプション) 620個(310,000株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	平成23年5月27日株主総会決議の新株予約権(ストック・オプション) 40個(20,000株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

1. 第三者割当による自己株式の処分

当社は、平成23年11月18日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、平成23年12月5日に払込が完了いたしました。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 処分期日 | 平成23年12月5日 |
| (2) 処分株式数 | 当社普通株式 480,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき255円 |
| (4) 処分価額の総額 | 122,400,000円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分先 | 株式会社学研ホールディングス |

2. 法人税率等の変更について

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は40.4%から37.8%に変動いたします。また、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は40.4%から35.4%に変動いたします。

この変動により、当第3四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した場合、繰延税金資産が88,742千円減少し、法人税等調整額(借方)が88,695千円増加いたします。

3. 退職給付制度の移行

当社の退職給付制度は、退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用しておりましたが、平成23年12月1日をもって、これを廃止し、新たに確定拠出年金制度に移行しました。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号)」を適用する予定であります。

なお、制度移行に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は算定中であります。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 猪瀬 忠彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年9月1日から平成22年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月11日

株式会社 市進ホールディングス
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年9月1日から平成23年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年11月18日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議し、平成23年12月5日に払込が完了している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布された。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は退職金制度の一部について適格退職年金制度を採用していたが、平成23年12月1日をもって、これを廃止し、確定拠出年金制度に移行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。